

大通達甲（交）第1号
令和2年1月7日

簿冊名	例規（1年）
保存期間	1年

生活安全部地域課長
交通部各課・隊長 殿
各警察署長

警察本部長

交通警察における当面の最重点施策について（通達）

県下の交通情勢については、交通事故死者数が過去最悪の212人を記録し交通戦争と称された時期と比較して4分の1以下に減少し、人身事故発生件数についても平成17年以降15年連続で減少しているなど、大幅に改善している。しかしながら、物件事故を含めた年間の交通事故の発生件数は、ここ数年3万5千件前後で高止まりしている。加えて、近年では超高齢化社会の到来を背景として、交通事故による死者数に占める高齢者の割合だけでなく、交通死亡事故を起こした運転者に占める高齢者の割合も増加傾向にあるなど、極めて厳しい状況が続いている。

こうした状況下において、「日本一安全な大分」を実現するためには、従来まで交通警察が取り組んできた施策を基本としつつ、社会情勢、交通情勢等の変化に対応し、実際に発生した交通事故に関する情報の収集及び分析を充実するなどにより、効果的な改善を図るとともに、あらゆる知見を積極的に取り入れた新たな時代における施策を推進していく必要がある。

よって、交通警察が当面の間、重点的に取り組むべき施策について下記のとおり定めたので、実効ある取組を推進されたい。

記

1 交通死亡事故抑止対策の推進

(1) 交通事故総量抑止

交通事故の大半を占める物件事故については、これまで交通統計の対象外とされ、十分な分析がされてこなかったが、死亡事故等の重大事故に発展するおそれのあるものも多く、人身事故の発生原因との共通点が認められることから、今後更に交通事故による死者数の減少を図るため、物件事故を含めた交通事故の総量の抑止（以下「交通事故総量抑止」という。）のための総合的な施策を推進するものとする。

(2) 横断歩道でのマナーアップ

県下における過去5年間の交通事故死者数の約4割は歩行者であり、そのうち約8割は道路横断中であるという現状を踏まえ、横断歩道における交通事故の防止を更に徹底する必要があることから、歩行者の横断実態や交通事故の発生状況を十分に分析し、登下校時の通学路や高齢者の横断が多い場所を重点とした広報及び啓発並びに交通指導取締りを行うほか、関係機関・団体と協力し、横断歩道でのマナーの向上に資する施策を推進するものとする。

(3) 高齢者の交通事故防止対策

県下における交通事故による死者数の約7割を高齢者が占める現状を踏まえ、高齢者を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育、運転免許更新時における認知機能検査及び高齢者講習の充実、運転免許証の自主返納手続及び運転免許経歴証明制度の周知、薄暮時・夜間における歩行者の死亡事故を防止するための反射材用品の着用促進等の各種取組を一層推進するとともに、一定期間内に交通事故を繰り返す高齢の運転者に対する個別指導を行うなど、高齢者の交通事故の防止に資するきめ細やかな施策を推進するものとする。

(4) 交通事故から子どもを守る対策

次世代を担う子どもを社会全体で交通事故から守るため、関係機関・団体と協力した通学路等の安全点検を実施することにより、危険箇所の交通安全施設を改善するとともに、可搬式速度違反自動取締装置を活用した交通取締りや最高速度30キロメートル毎時の区域規制を実施する「ゾーン30」の入口における交通安全指導等を行い、子どもが日常的に移動する経路等の安全を確保する施策を推進するものとする。

2 交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進

(1) 交通事故分析に基づく効果的な交通指導取締り

交通指導取締りの実施に当たっては、物件事故を含めた交通事故全体の発生状況や地域の交通実態等を十分に分析し、効果的な取締りの時間、場所、実施体制等の計画（以下「取締計画」という。）を組織的に検討するとともに、交通事故総量抑止の効果を検証し、取締計画の不断の見直しを行うものとする。

(2) 悪質性、危険性及び迷惑性の高い違反に重点を置いた交通指導取締り

無免許運転、飲酒運転、著しい速度超過、いわゆるあおり運転等の交通事故に直結する悪質性及び危険性の高い違反並びに県民から取締り要望の多い迷惑性の高い違反に重点を置き、これらの違反を行う運転者に対する積極的な交通指導取締りを推進するものとする。

(3) 見せる見える呼びかける交通街頭活動

交通事故の多くは、運転者の安全運転義務違反を原因としていることから、違反運転者の検挙による直接指導に加え、交通事故が多発する時間帯及び場所において、赤色灯を点灯した警察車両による警戒走行及び駐留警戒、制服警察官による交通監視等の運転者に注意力と緊張感を保たせるための交通街頭活動を実施するとともに、広報及び啓発のための看板の設置を行い、交通事故の未然防止に努めるものとする。

(4) 広報を組み合わせたランダムな交通指導取締り

交通事故を防止するためには、運転者に注意力と緊張感を保たせることが重要であることから、交通指導取締りを行う路線、時間帯及び場所を調整し、車載式の速度違反取締装置を有効活用するなどしたランダムな交通指導取締りを行うとともに、交通指導取締りの必要性を積極的に広報することにより、県民が交通指導取締りに対する理解を深め、遵法意識を高揚させるよう努めるものとする。

（交通企画課企画係）